

付議第 7 号

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の 公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則議案

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則（平成 8 年高知県教育委員会規則第 13 号）の一部を別紙のとおり改正することについて、高知県教育委員会事務委任規則（平成 4 年高知県教育委員会規則第 1 号）第 2 条第 3 号の規定により議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任規則

第 2 条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

(3) 規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

(別紙)

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施
に関する規則の一部を改正する規則 議案説明

1 一部改正の目的及び内容

県立大学の公立大学法人化に伴い、必要な規定の整備をするもの

2 施行期日

平成23年4月1日

教 育 委 員 会 規 則

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月 日

高知県教育委員会委員長 小島 一久

高知県教育委員会規則第 号

**県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償の実施に関する規則の一部を改正する規
則**

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の公務災害補償の実施に関する規則（平成8年高知県教育委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条中「（大学を除く。次条において同じ。）」を削る。

附 則

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

新 旧 対 照 表

新

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償の実施に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校の学校医、学校歯科医及び
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成8年高知
県条例第31号。以下「条例」という。)第4条の規定に
より、県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校
薬剤師(以下「学校医等」という。)の公務上の災害(条例
第1条に規定する災害をいう。以下同じ。)に対する補償
(以下「補償」という。)の実施に関し必要な事項を定め
るものとする

旧

県立学校の非常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師
の公務災害補償の実施に関する規則（抜粋）

(趣旨)

第1条 この規則は、県立学校の学校医、学校歯科医及び
学校薬剤師の公務災害補償に関する条例(平成8年高知
県条例第31号。以下「条例」という。)第4条の規定に
より、県立学校(大学を除く。次条において同じ。)の非
常勤の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師(以下「学校
医等」という。)の公務上の災害(条例第1条に規定する
災害をいう。以下同じ。)に対する補償(以下「補償」と
いう。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。